

# 亀山市景観計画における眺望景観保全制度に関する調査

## A Study on the View Preservation System of Kameyama City Landscape Planning

浅野聡<sup>1)</sup> 橋場徹広<sup>2)</sup> 黒田康史<sup>2)</sup> 上田知美<sup>2)</sup> 肥田真友子<sup>1)</sup> 米澤勇人<sup>1)</sup> 森山貴行<sup>1)</sup>  
 ASANO Satoshi HASIBA Tetsuhiro KURODA Yasushi UEDA Tsugumi HIDA Mayuko YONEZAWA Hayato MORIYAMA Takayuki

### 1. はじめに

国内には、都市景観や歴史的な町並みの風景、城等のランドマークを巡る風景、山や川、海等の大スケールの地形がもたらす自然風景等が存在する。しかし、これらの風景を眺め見る景観（眺望景観）が阻害される事例が生じている。これは、地域の眺望景観保全制度が確立されていなかったことが原因の1つとして考えられる。

平成16年に我が国初の景観分野における総合的な法律である「景観法」が制定、施行され、これにより広域のかつ総合的な景観まちづくりが可能になった。景観に対する関心が高まる中、近年、各地で眺望景観保全に取り組む自治体が増えてきている。

亀山市においても、平成23年6月に景観法に基づく「亀山市景観計画」が策定され、眺望景観保全に対する取り組みが行われ始めている。今後、眺望景観の積極的な保全・形成を行う上で、眺望景観保全制度の確立が求められている。

本研究では、三重県亀山市を対象に市内に存在する33箇所の眺望景観重点地区の候補について調査・評価を行い、それらの類型を通して各候補の特徴を明らかにした上で、亀山市景観計画における眺望景観保全制度を提案し、ケーススタディを通して提案の妥当性を検討することを目的とする。

### 2. 亀山市における眺望景観重点地区の候補の評価及び分析

#### 2-1 33箇所の眺望景観重点地区の候補の概要

眺望景観重点地区の候補は、市のHPでの募集等により選定された33箇所とし、現地調査を行い、他の規制手法を用いた方が適切であると考えられる箇所については、研究対象から除くこととする。現地調査の結果、本研究では33箇所のうち10箇所を除いた23箇所を研究対象とする。（表1）

表1 眺望景観重点地区の候補

No	視点場	視対象	No	視点場	視対象
1	鶴岡橋	鈴鹿川+鈴鹿山脈	18	観音山展望台	閑宿の屋並み+閑の山々
2	鈴鹿川堤防	鈴鹿川+鈴鹿山脈	19	鈴鹿峠自然の家	鈴鹿峠自然の家+三子山
3	能登野橋	安楽川+鈴鹿山脈	20	坂本棚田展望台	坂本棚田+鈴鹿山脈
4	フラワロード	田園+鈴鹿山脈+新名神	21	坂本棚田遊歩道	坂本棚田+鈴鹿山脈
5	サンシャインパーク木製デッキ	サンシャインパーク	22	新寛公民館	農地+市街地+鈴鹿山脈
6	中の山ハイロット	茶畑(中の山ハイロット)	23	稲光寺	加太の集落+鐘杖ヶ岳+布引山
7	風雲公園	菓野公園	24	関分寺	亀山市一円
8	坂下谷間内道路沿	三子山	25	賢女岳山頂	亀山市一円
9	小野ボウリングパーク	関三山	26	亀山公園	亀山公園+鈴鹿山脈
10	名工工団地内道路沿	関三山	27	みずきが丘第一公園(中央)	みずきが丘団地
11	木高寺坂	桜木	28	東町ふれあい広場	亀山市街地+鈴鹿山脈+布引山
12	加太堰+坂園道25号沿	水杖橋+加太川+布引山	29	鈴鹿川河川敷グラウンド	加行山
13	関町公園道25号沿	鉄橋+加太川+布引山	30	あけぼの台原公園	田園+関三山
14	太田地区安楽川堤防	農地(コスモス畑)	31	富十ハイランド	富十ハイランドの町並み
15	穴城草野園	旧亀山城多宝塔	32	大和橋小公園	鈴鹿川+鈴鹿山脈
16	穴城公園	市街地+鈴鹿山脈	33	井田川農村公園	田園+鉄道+鈴鹿山脈
17	旧亀山城多宝塔	亀山城下町の町並み			穴城

研究対象として抜く23箇所の眺望景観重点地区の候補

#### 2-2 亀山市眺望景観評価シートの見直しの提案

##### (1) 亀山市眺望景観評価シートの概要

亀山市眺望景観評価シートは、亀山市によって2009年度に作成され、視点場及び視対象の写真と地図、視点場及び視対象についての評価が6項目ずつ位置付けられている。

No		眺望景観評価シート	
視対象	分類	評価項目/○:3点、○:2点、△:1点、×:0点	
		重要 広がり	視点場
場所	視対象の地図	<b>1重要度/視対象-視点場が対外的な評価を受け、文化財等の指定等がされているかについて</b> 国の重要文化財(建造物)、史跡名勝天然記念物に指定されている。 ○ 重要伝統的建造物群保存地区又は重要文化的景観に選定されている。 県立公園(歴史公園)に指定されている。 国指定史跡(建造物)、国指定史跡(記念物)に指定されている。 県・市の文化財(建造物、史跡名勝天然記念物)に指定されている。 自然公園に指定されている。 国指定の景観関連の資源に選定されている。 △ 県・市が指定する景観関連の資源に選定されている。 × 文化財の指定、資源に選定等されていない。	国の重要文化財(建造物)、史跡名勝天然記念物に指定されている。 ○ 国の重要伝統的建造物群保存地区又は重要文化的景観に選定されている。 県立公園(歴史公園)に指定されている。 国の史跡(建造物、記念物)に指定されている。 県・市の文化財(建造物、史跡名勝天然記念物)に指定されている。 自然公園に指定されている。 国指定の景観関連の資源に選定されている。
写真	視対象の写真	<b>2認知度/視対象-視点場が観光パンフレット等によって紹介されており、市外の人に認識されているかについて</b> ○ 亀山市観光協会及び観光マップ等に紹介されており、かつ観光パンフレット(観光興成ビジョン)で掲載されている。 △ 亀山市観光協会及び観光マップ等に紹介されているが、観光パンフレットにおいて視点場として紹介されていない。 × 亀山市観光協会及び観光マップ、観光マップ、観光パンフレット等に紹介されていない。	○ 亀山市観光協会及び観光マップ等に紹介されており、かつ観光パンフレット(観光興成ビジョン)で掲載されている。 △ 亀山市観光協会及び観光マップ等に紹介されているが、観光パンフレットで掲載されていない。 × 亀山市観光協会及び観光マップ等に紹介されていない。
	視点場	<b>3開放時期/視点場が年間を通じてどの程度市民等に開放されているかについて</b> ○ 一年を通じて開放されている。 △ 一年を通じて開放されているが開放時期が決まっている。 × 一年の内、特定の季節のみ開放されており訪れることができる。 × 一年の内、特定の日のみ開放されている。	<b>3眺望可能時期/視対象を眺望可能な時期、年間を通じてどの程度確保されているかについて</b> ○ 一年を通じていつでも見ることのできる景観となっている。 △ 一年の内、特定の季節のみ見ることのできる景観となっている。 × 一年の内、特定の日のみ見ることのできる景観となっている。
場所	視点場の地図	<b>4住民活動/視点場の保全やアピールするための住民活動が行われているかについて</b> ○ まちづくり団体等が視点場の清掃等を行っており、かつガイドボランティアによって視点場や視対象が紹介されている。 △ ガイドボランティアによって視点場や視対象が紹介されている。 × まちづくり団体等が視点場の清掃等を行っていない。	<b>4住民活動/視対象を保全するための住民活動が行われているかについて</b> ○ 視対象の保全を目的とした団体が設立され、活動を行っている。 △ まちづくり団体等の活動の一環として視対象の保全を行っている。 × まちづくり団体及びガイドボランティア等の活動は行われていない。
	視点場の写真	<b>5眺望の良好性/視点場から視対象を眺めた際にどの程度確保されているかについて</b> ○ 視点場からの眺めに障害要因が存在せず、将来にわたって障害される恐れがない。 △ 視点場からの眺めに樹木等の障害要因が一部存在するが、技術によって除外できる。 × 視点場からの眺めに樹木等の障害要因が大部分以上存在し、除外することが困難である。	<b>5まとまり・シンボル性/視対象がまとまり・シンボル性のある自然・歴史の景観となっているかについて</b> ○ 複数の山、河川等が連続し、まとまりのある自然景観となっている。 △ 複数の山、河川等が連続し、まとまりのある自然景観となっているが、一部が開発等により失われている。 × 複数の山、河川等が連続し、まとまりのある自然景観となっていない。
写真	視点場の写真	<b>6整備度/視点場が眺望を楽しむためにどの程度整備されているかについて</b> ○ 視点場として必要な施設(公園、展望台、ベンチ等)が整備されており、かつユニバーサルデザインとなっている。 △ 視点場として必要な施設等が整備されている。 × 視点場として必要な施設等が整備されていないが、交通上の安全が確保された(歩道等)となっている。	<b>6歴史的景観</b> ○ 複数の歴史的建造物(ある程度)連続し、まとまりのある歴史的景観となっている。 △ 複数の歴史的建造物(ある程度)連続し、まとまりのある歴史的景観となっているが、一部が開発等により失われている。 × 複数の歴史的建造物(ある程度)連続し、まとまりのある歴史的景観となっていない。
	視点場の写真	<b>7アクセス度/視点場へのアクセスのしやすさについて</b> ○ 駐車場、公共交通機関(バス、タクシー)の停留所から視点場までの距離が500m未満(近距離)である。 △ 駐車場、公共交通機関(バス、タクシー)の停留所から視点場までの距離が500m未満(近距離)である。 × 駐車場、公共交通機関(バス、タクシー)の停留所から視点場までの距離が1km以上である。	<b>6整備度/市民の眺望する景観資源となっているかについて</b> ○ 景観集まり及び景観にアングラにおいて市の代表的な景観資源として多数の人が挙げられている。 △ 景観集まり及び景観にアングラにおいて市の代表的な景観資源として半数の人が挙げられている。 × 景観集まり及び景観にアングラにおいて市の代表的な景観資源となっていない。

図1 亀山市眺望景観評価シート

1) 三重大学大学院工学研究科 Graduate School, Faculty of Eng., Mie Univ.  
 2) 亀山市建設部まちづくり計画室 Kameyama City Office

(2) 亀山市眺望景観評価シートの見直し

評価シートの見直しを行い、視点場の評価項目である「⑤眺望の良好性」、視対象の評価項目である「⑤まとめり・シンボル性」の改善、新たな視点場の評価項目として「⑦アクセス度」を付け加える。(図1)

⑤眺望の良好性

視対象をランドマークとパノラマに類型した際に、ランドマークよりパノラマの評価が高くなるため、同等の評価となるよう改善する。

⑦アクセス度

各眺望景観重点地区の候補において、視点場へのアクセスのしやすさに違いが見られたため、違いを明確に示せるよう新たに付け加える。

⑤まとめり・シンボル性

視対象をランドマークとパノラマに類型した際に、ランドマークよりパノラマの評価が高くなるため、同等の評価となるよう改善する。

2-3 現地調査による眺望景観重点地区の候補の評価

2-2 において、新たに作成した亀山市眺望景観評価シート(図1)を用いて、23箇所(23箇所)の眺望景観重点地区の候補について、現地調査を踏まえ、視点場・視対象の評価を行う。(表2) 評価により、点数の高い箇所を明らかにすることができ、眺望景観重点地区の指定を行う必要性の高い箇所を把握することができる。

表2 評価結果

No	視点場名称	視点場評価						視対象評価						合計点数		
		1展望台	2認知度	3開放時間	4住民活動	5眺望の良好性	6整備度	7アクセス度	1展望台	2認知度	3眺望可能時期	4住民活動	5まとめり・シンボル性		6整備度	
1	地蔵堂	x	△	◎	x	◎	△	△	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	23
2	龍泉山境内	x	△	◎	x	△	x	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	21	
3	龍泉山境内	x	x	◎	x	◎	x	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	21	
4	アヲロード	x	△	◎	x	◎	x	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	22	
5	甲の山イロト	x	△	◎	x	◎	x	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	22	
6	坂下町内環状路	△	△	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	16	
7	鳥羽センター	x	△	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	19	
8	長狭工業団地内環状路	x	△	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	14	
9	加太親ヶ原国道25号沿	x	x	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	15	
10	龍泉山境内	x	x	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	13	
11	長狭公園	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	31	
12	長狭公園	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	25	
13	田島城多層橋	◎	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	28	
14	龍泉山展望台	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	28	
15	龍泉山展望台	◎	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	29	
16	龍泉山展望台	◎	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	29	
17	龍泉山展望台	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	25	
18	龍泉山展望台	x	x	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	14	
19	龍泉山展望台	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	23	
20	龍泉山展望台	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	14	
21	龍泉山展望台	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	26	
22	長狭公園	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	26	
23	大和橋公園	x	◎	◎	x	◎	x	◎	x	x	◎	x	◎	◎	25	

3. 亀山市における眺望景観重点地区の候補の類型及び整理

3-1 類型

(1) 視点場の類型

視点場は、「展望台型」、「公園内型」、「道路上型」の3つに類型できる。(表3)

表3 視点場の類型

視点場の類型	定義	該当箇所
展望台型	展望台や高台に設定されている視点場	3
公園内型	公園や広場、境内、グラウンドに設定されている視点場	11
道路上型	車道と歩道が分離されていない道路上や、歩道上に設定されている視点場	9

(2) 視対象の類型

視対象は、「ランドマーク型」と「パノラマ型」に大別することができ、さらに「自然・ランドマーク型」、「人工・ランドマーク型」、「自然・パノラマ型」、「人工・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の5つに類型できる。(表4)

表4 視対象の類型

視対象の類型	定義	該当箇所
自然・ランドマーク型	単体の山等であり、その地域のシンボルである視対象	3
人工・ランドマーク型	単体の建築物等であり、その地域のシンボルである視対象	1
自然・パノラマ型	複数の山等で構成される山並みや自然景観であり、視対象への視野の広がりがある視対象	9
人工・パノラマ型	複数の建築物等で構成される集落や市街地景観であり、視対象への視野の広がりがある視対象	1
混合・パノラマ型	集落、市街地景観や自然景観が混合している景観であり、視対象への広がりがある視対象	9

(3) 眺望者の類型

眺望者は、「地域住民型」、「地域住民・観光客型」の2つに類型できる。類型には、亀山市眺望景観評価シートの「②認知度」の評価(表6)を用いる。(表5)

表5 眺望者の類型

眺望者の類型	定義	該当箇所
地域住民型	「認知度」の評価において、視点場と視対象のいずれかが×の場合、もしくは、両方が△の場合	17
地域住民・観光客型	「認知度」の評価において、視点場と視対象のいずれかが◎の場合、もしくは、両方が◎の場合	6

表6 認知度

評価項目	評価	
	◎	△
視点場	◎ 3点 亀山市観光協会HP及び観光マップ等に紹介されており、かつ観光パンフレットにおいて視点場としてあげられている。	△ 2点 亀山市観光協会HP及び観光マップ等に紹介されているが、観光パンフレットにおいて視点場としてあげられていない。
視対象	◎ 3点 亀山市観光協会HP及び観光マップ等に紹介されており、かつ観光イメージ調査(観光振興ビジョン)で上位となっている。	△ 2点 亀山市観光協会HP及び観光マップ等に紹介されており、かつ観光イメージ調査で賛成としてあげられている。
	◎ 1点 亀山市観光協会HP及び観光マップ等に紹介されているが、観光イメージ調査で賛成としてあげられていない。	△ 0点 亀山市観光協会HP、観光マップ、観光パンフレット等に視点場としてあげられていない。

(4) 眺望景観の類型

(1) 視点場、(2) 視対象、(3) 眺望者の3つの要素の組み合わせにより、眺望景観を30類型に類型することができる。なお、今回の研究では、以下の11類型が見受けられた。(図2)

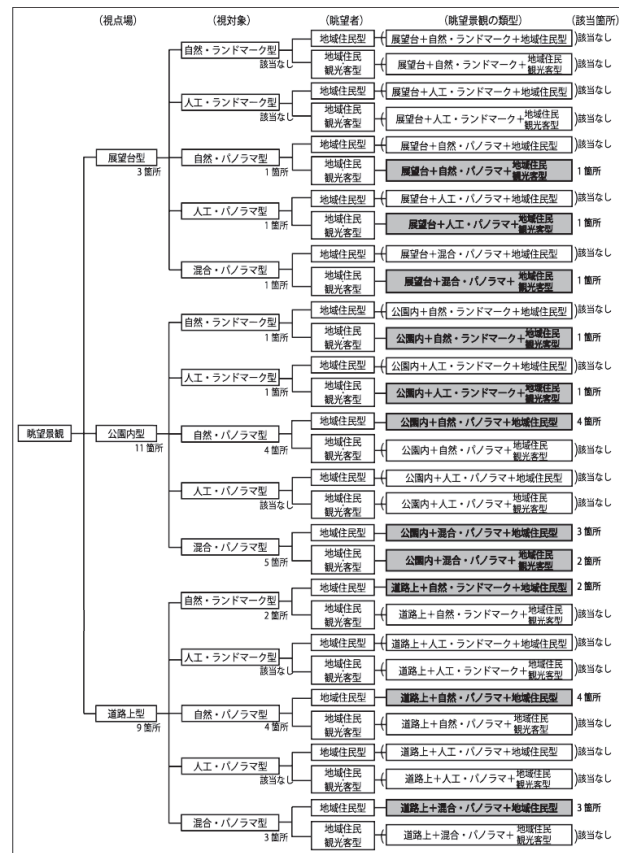


図2 眺望景観の類型

### 3-2 小括

視点場の類型に着目すると、「公園内型」、「道路上型」が多く、視対象の類型に着目すると、「自然・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」が多いことが分かる。また、眺望者の類型に着目すると、「地域住民型」の割合が多いことが分かる。

眺望景観の類型に着目すると、「公園内+混合・パノラマ+地域住民型」、「道路上+自然・パノラマ+地域住民型」に該当する箇所が多く、亀山市の眺望景観の特徴として、地域に根差した景観が多く存在し、山脈等の自然景観の割合が多いことが分かる。

## 4. 亀山市景観計画における眺望景観保全制度の提案

これまでの調査分析を基に、亀山市景観計画における眺望景観保全制度について提案する。

### 4-1 亀山市景観計画における眺望景観保全制度の枠組み

亀山市景観計画における眺望景観保全制度は、「視点場・視対象の選定 (STEP1)」、「視点場・視対象の詳細設定 (STEP2)」、「眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定 (STEP3)」の3段階により構成される。(図3)

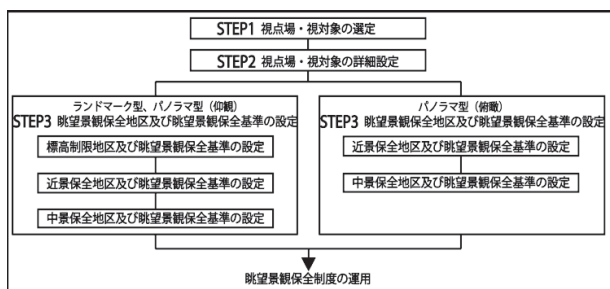


図3 眺望景観保全制度の枠組み

### 4-2 視点場・視対象の選定 (STEP1)

視点場・視対象の選定は、第4章で新たに作成した亀山市眺望景観評価シートを用いて行うこととし、評価を行った眺望景観重点地区の候補の内、評価の高い箇所を視点場・視対象に選定する。

### 4-3 視点場・視対象の詳細設定 (STEP2)

「視点場の詳細設定」では、「展望台型」、「公園内型」、「道路上型」の3つの類型ごとに設定方法を提案する。

「視対象の詳細設定」では、「自然・ランドマーク型」、「人工・ランドマーク型」、「自然・パノラマ型」、「人工・パノラマ型」、「混合・パノラマ型」の5つの類型ごとに設定方法を提案し、パノラマ型については、視覚が仰観と俯瞰に分けて提案する。なお、視覚が水平の場合は、適宜判断を行い、仰観と俯瞰のどちらかに大別することとする。

### 4-4 眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定 (STEP3)

「眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定」は「自然・ランドマーク型」、「人工・ランドマーク型」、「自然・パノラマ型(仰観・俯瞰)」、「人工・パノラマ型(俯瞰)」、「混合・パノラマ型(仰観・俯瞰)」の5つの類型ごとに設定方法を提案するが、視対象が「ランドマーク型」、「パノラマ型(仰観)」、「パノラマ型(俯瞰)」の3つに大別することができる。

#### (1) 「ランドマーク型」眺望景観保全制度

「標高制限地区及び眺望景観保全基準の設定」、「近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」、「中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」の流れにより設定を行うことを提案する。

#### (2) 「パノラマ型(仰観)」眺望景観保全制度

「標高制限地区及び眺望景観保全基準の設定」、「近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」、「中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」の流れにより設定を行うことを提案する。

#### (3) 「パノラマ型(俯瞰)」眺望景観保全制度

「近景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」、「中景保全地区及び眺望景観保全基準の設定」の流れにより設定を行うことを提案する。

## 5. 亀山市景観計画における眺望景観保全制度のケーススタディ

### 5-1 亀山市景観計画における眺望景観保全制度のケーススタディ

新たに作成した評価シートを用いて、眺望景観重点地区の候補のうち、評価の高い箇所を選定し (STEP1)、提案した眺望景観保全制度の妥当性を検討するため、ケーススタディを行う。

ケーススタディは視点場の3つの類型に基づいて、計6箇所の眺望景観重点地区に対して、まず提案した通り「視点場・視対象の詳細設定 (STEP2)」、「眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定 (STEP3)」の順に行う。次に、眺望景観保全地区については現状を踏まえ適宜縮小等の変形を行い、眺望景観保全基準については亀山市景観計画における景観形成基準を基に設定を行う。また、眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定に伴い想定される効果及び整備課題について考察を行う。

ケーススタディを行った6箇所の眺望景観重点地区の内、「ランドマーク型」眺望景観保全制度の例として「お城見庭園眺望景観重点地区」(図4)を、「パノラマ型(仰観)」眺望景観保全制度の例として「あけぼの台児童公園眺望景観重点地区」(図5)を、「パノラマ型(俯瞰)」眺望景観保全制度の例として「坂本棚田展望台眺望景観重点地区」(図6)を示す。

### 5-2 総括

本研究では、亀山市内に存在する33箇所の眺望景観重点地区の候補を、視点場・視対象の調査により23箇所に精査し、新たに作成した亀山市眺望景観評価シートを用いて、各候補の評価を行った。また、それらを視点場・視対象・眺望者の3つの要素により類型を行った結果、11類型(理論上は30類型)に類型とすることで、それぞれの候補の特徴を明らかにすることができた。

以上を踏まえて、「視点場・視対象の選定」「視点場・視対象の詳細設定」、「眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定」の3段階からなる、亀山市景観計画における眺望景観保全制度について提案を行い、ケーススタディによる運用のシミュレーションを通して、提案が妥当であることを確認することができた。

今後は、眺望景観保全制度の運用に向けて「景観計画への適合方法」等の検討を行っていく必要がある。

#### 【謝辞】

本研究を行うにあたりご協力頂いた、亀山市建設部まちづくり計画室の皆様にご感謝の意を申し上げます。

#### 【参考文献】

- 1) 「亀山市景観計画」, 亀山市, 2011
- 2) 「景観用語辞典」, 篠原修, 株式会社彰国社, 1998
- 3) 「景観の構造」, 樋口忠彦, 技報堂出版株式会社, 1975
- 4) 「自然環境アセスメント技術マニュアル」, 自然環境アセスメント研究会, 財団法人 自然環境センター, 1995
- 5) 「脳と視覚」, 福田淳, 佐藤宏道, 共立出版, 2002
- 6) 「やさしいまちづくりデザインノート3 公共サイン」, 世田谷区企画部都市デザイン室, 1992
- 7) 「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究 - 伊勢志摩地域をケーススタディとして -」, 東條雄太(三重大学修士論文), 2011
- 8) 「三重県景観計画における眺望景観保全に関する研究 - 伊勢志摩地域における三重県眺望景観カルテの提案 -」, 嶋津将徳, 滝澤文樹(三重大学卒業論文), 2010



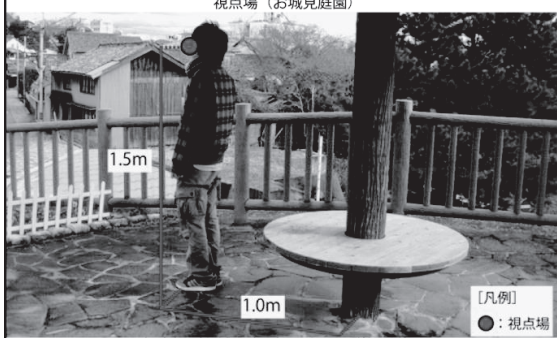
お城見庭園眺望景観重点地区 / 「人工・ランドマーク型」眺望景観

評価 31/39



視点場

視点場 (お城見庭園)



1.5m

1.0m

【凡例】  
●：視点場

視点場(お城見庭園)における詳細な位置  
視点場が庭園内に存在する「公園内型」眺望景観である。  
視点場候補地周辺には、東屋が存在し、視対象である旧亀山城多間櫓に向かって設置されていることから、視点場としてふさわしい場であるといえる。このことから、視点場の位置は、東屋の中心点から視対象側の境界へ水平距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置(北緯34°51'1.4"、東経136°27'12.0"、標高82m)とする。

視対象



お城見庭園からの眺望景観

見通しを確保する範囲



土台の高さ

【凡例】  
●：基準点

視対象(旧亀山城多間櫓)  
旧亀山城多間櫓への「人工・ランドマーク型」眺望景観である。  
視対象である旧亀山城多間櫓の石垣の土台の下端において、その両端をそれぞれ基準点に設定する。なお、基準点の高さは旧亀山城多間櫓への眺望を確保するため、土台高さを加えた位置とする。



眺望景観保全基準

眺望景観保全基準	標高制限地区	標高高さ	近景保全地区	眺望景観保全基準
配置・規模	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○屋根は勾配屋根であること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 ○外壁又は屋上に設置する設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ○屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ○道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。 ○商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
	配置・規模	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○屋根は勾配屋根であること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 ○外壁又は屋上に設置する設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ○屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ○道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。 ○商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。		
形態・意匠	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 ○屋根は勾配屋根であること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 ○外壁又は屋上に設置する設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。 ○屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ○道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。 ○商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
色彩	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。 ○建築物及び工物物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられた部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
素材	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。 ○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。 ○年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。 ○行為地の道路境界線においては、できる限り多くの部分を緑化する。 ○植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。 ○屋外駐車場は、できる限り緑化するのと同時に、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。 ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
外観・緑化	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。 ○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。 ○年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。 ○行為地の道路境界線においては、できる限り多くの部分を緑化する。 ○植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。 ○屋外駐車場は、できる限り緑化するのと同時に、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。 ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
その他	高さ	○建築物等の各部分は、標高制限地区に規定する「標高」を超過してはならない。 ○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ○行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ○行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。 ○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ○壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により景観を確保すること。 ○歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	○アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。 ○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。 ○年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。 ○行為地の道路境界線においては、できる限り多くの部分を緑化する。 ○植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 ○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。 ○屋外駐車場は、できる限り緑化するのと同時に、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。 ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。

眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定に伴い想定される効果及び整備課題

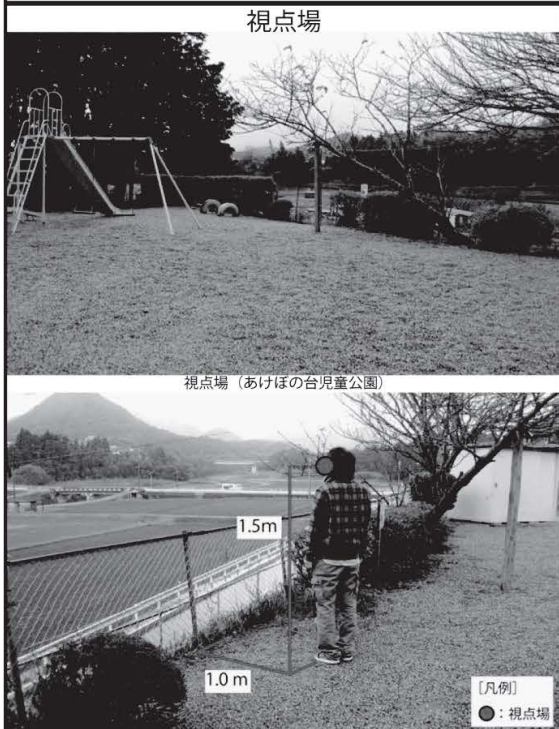
眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を定めることにより、標高制限地区内では、標高高さの制限により旧亀山城多間櫓への良好な眺望を保全することができ、近景保全地区内では、高さや色彩等の制限により旧亀山城多間櫓を核とした広く視野に入る自然景観及び市街地景観との調和を図ることができる。全体として、視対象である旧亀山城多間櫓への開かれた眺望、周囲の自然景観及び市街地景観と調和した景観を保全することができる。  
なお、今後提案した眺望景観保全制度を制度化していく上で、視点場の整備が必要となる。市内の人々に眺望景観を啓発するために、視点場の位置に視対象である旧亀山城多間櫓や視点場であるお城見庭園を説明するプレートや案内板等を設置することが望ましいと考えられる。

図4 お城見庭園眺望景観重点地区



あけぼの台児童公園眺望景観重点地区 / 「混合・パノラマ型(仰観)」眺望景観

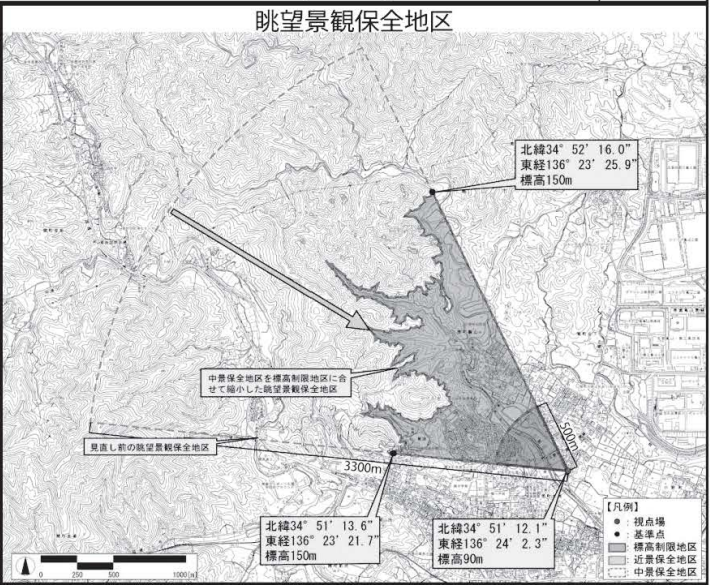
評価 26/39



視点場(あけぼの台児童公園)における詳細な位置  
 視点場が児童公園内に存在する「公園内型」眺望景観である。  
 視点場候補地周辺には、東屋や案内板等の視点場としてふさわしい場所が存在しないが、敷地内の視対象側の中心付近において、視対象である関三山と田園が一体となった、広がりある景観を眺めることができる。このことから、視点場の位置は、公園内の視対象側の境界の中心から水平距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置(北緯34°51'12.1"、東経136°24'2.3"、標高90m)とする。



基準点(景観の過半数が確保できる点)の位置 基準点(景観の過半数が確保できる点)の位置  
 関三山、田園への「自然・パノラマ型」眺望景観である。  
 関三山を対象として、3つの山のうち最も標高の低い山である観音山の景観の過半数(1/2以上)が確保できることを基本とし、眺望可能な範囲を含むよう、山の尾根線上の標高150mの点を基準点に設定する。



眺望景観保全基準

項目	内容																												
標高制限地区	○建築物の各部分は、眺望景観重点地区に指定する(標高)を超えてはならない。 ○高さ(敷地地盤面から)12m以下とする。																												
配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮し、配置及び規模とする。 ○行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とする。 ○「当該の用途」については、景観の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とする。 ○行為地の周辺に種樹等がある場合は、できる限り周辺の樹木の葉の裏面となること。 ○行為地がとりまわりの景観、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。 ○景観は立地条件に合わせ、後述させる又は周辺の景観との調和に配慮すること。																												
位置	○景観は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても景観の前部を生体・植栽等ににより景観できる位置とする。 ○主要な町並みや集落、眺望景観の持っている地域にあっては、集落や周辺の連続性に配慮し配置すること。 ○眺望景観の調和に配慮し、全体的に一貫した印象のある景観及び規模とする。																												
形態・色	○屋根は勾配屋根であること。 ○外壁又は屋上における設備は、露出せぬようし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えない位置に設置すること。できるだけ景観と調和した色合いを用いることとする。 ○屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、景観にならないよう建築物本体との調和を図ること。 ○歴史的町並みや集落、眺望景観の持っている地域は、集落や周辺の連続性に配慮し、形態及び外観とする。 ○商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については障りない景観とする。																												
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。 ○「景観及び行為地の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は景観の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。																												
近景保全地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外壁基調色</td> <td>OR~10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>3以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根色</td> <td>OR~10Y</td> <td>7以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象	色相	明度	彩度	外壁基調色	OR~10R	6以下	4以下	7以下	3以下	—	8以下	2以下	—	屋根色	OR~10Y	7以下	3以下	7以下	4以下	—	8以下	2以下	—	その他	—	2以下(無彩色を含む)	—
対象	色相	明度	彩度																										
外壁基調色	OR~10R	6以下	4以下																										
	7以下	3以下	—																										
	8以下	2以下	—																										
屋根色	OR~10Y	7以下	3以下																										
	7以下	4以下	—																										
	8以下	2以下	—																										
その他	—	2以下(無彩色を含む)	—																										
中景保全地区	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外壁基調色</td> <td>OR~2.5Y</td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>3以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋根色</td> <td>OR~2.5Y</td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>7以下</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象	色相	明度	彩度	外壁基調色	OR~2.5Y	7以下	6以下	7以下	3以下	—	8以下	2以下	—	屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下	7以下	4以下	—	8以下	2以下	—	その他	—	2以下(無彩色を含む)	—
対象	色相	明度	彩度																										
外壁基調色	OR~2.5Y	7以下	6以下																										
	7以下	3以下	—																										
	8以下	2以下	—																										
屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下																										
	7以下	4以下	—																										
	8以下	2以下	—																										
その他	—	2以下(無彩色を含む)	—																										
素材	○アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。 ○周辺の景観との調和に配慮した素材とする。 ○年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。																												
外観・緑化	○行為地の周辺に眺望景観重点地区に指定する(標高)を超えてはならない。 ○「当該の用途」については、景観の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とする。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう緑化、樹高に配慮すること。 ○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう緑化、樹高に配慮すること。																												
その他	○フェンス・塙・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。 ○覆土・植栽等は、できる限り景観と調和したものであり、安全上支障のない範囲において出入口を確保し、生垣等により道路から景観見通せしないよう配慮すること。 ○景観の維持管理は、適切な方法が景観に馴染み、周辺の景観に即して適切な方法を実施すること。																												

眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定に伴い想定される効果及び整備課題

眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を定めることにより、標高制限地区内では、標高高さの制限により関三山への良好な眺望を保全することができ、近景保全地区内では、形態・意匠や色彩等の制限により関三山を核とした広く視野に入る自然景観との調和を図ることができ、中景保全地区内では、色彩の制限により関三山、田園の背景を含む広域な眺望景観の形成に支障となるものを規制することができ、全体として、視対象である関三山、田園への開かれた眺望、周囲の自然景観と調和した景観を保全することができる。

また、今回設定した眺望景観保全地区の範囲は、あくまで基本的な案を示しただけであり、必要に応じて、近景保全地区と中景保全地区の境界付近に存在する富士ハイツ団地及び泉ヶ丘団地を含むよう近景保全地区を拡大することも考えられる。

なお、今後提案した眺望景観保全制度を制度化していく上で、視点場の整備が必要となる。市内外の人に眺望景観を啓発するために、視点場の位置に視対象である関三山や田園、視点場であるあけぼの台児童公園を説明するプレートや案内板等を設置することが望ましいと考えられる。視点場付近には関三山への眺望を阻害する要因(樹木、電柱)が存在しているため、より良い景観を眺望できるようにするため、阻害する要因を除外することが必要であると考えられる。

図5 あけぼの台児童公園眺望景観重点地区



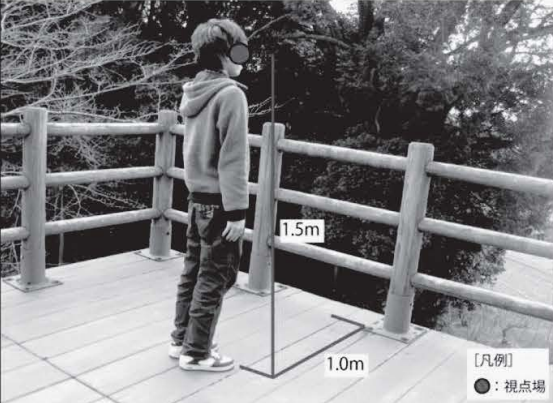
坂本棚田展望台眺望景観重点地区 / 「自然・パノラマ型（俯瞰）」眺望景観

評価 32/39

視点場



視点場（坂本棚田展望台）



【凡例】  
●：視点場

視点場（坂本棚田展望台）における詳細な位置  
視点場が展望台に存在する「展望台型」眺望景観である。  
視点場候補地周辺には、展望台が存在し、視対象である坂本棚田を見渡すように設置されていることから、視点場としてふさわしい場所であるといえる。このため、視点場の位置は展望台の視対象側の境界の中心点から水平距離1.0m、地盤面から垂直距離1.5mの位置（北緯34°55'25.9"、東経136°24'55.7"、標高283m）とする。

視対象



坂本棚田展望台からの眺望景観

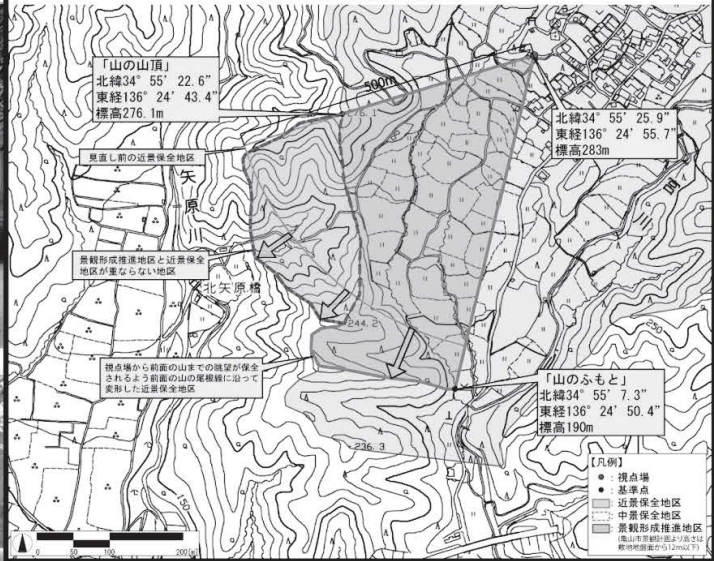


基準点（前面的山の山頂）の位置

基準点（前面的山のふもと）の位置

坂本棚田、鈴鹿山脈への「自然・パノラマ型」眺望景観である。  
視点場から眺望可能な範囲を含むよう、前面的山の山頂及びふもとを基準点に設定する。

眺望景観保全地区



眺望景観保全基準

配置・規模	高さ	○高さは敷地地盤面から12m以下とすること。		
	配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとめること。 ・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。		
位置	位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。		
	位置	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・屋根は勾配屋根であること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 ・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないよう建築物本体との調和を図ること。 ・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。 ・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。		
形態・意匠	形態・意匠	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。 ・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。		
	色彩	表1	表2	
素材	素材	○アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。		
	素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。 ・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。		
外観・緑化	外観・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化する。 ・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。 ・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。		
	外観・緑化	○フェンス・塙・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。 ○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。 ○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。		
その他	その他			

眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準の設定に伴い想定される効果及び整備課題

眺望景観保全地区及び眺望景観保全基準を定めることにより、近景保全地区内では、高さや色彩等の制限により坂本棚田、鈴鹿山脈への良好な眺望が保全され、開かれた眺望及び周囲の自然景観と調和した景観を保全することができる。  
また、今回設定した眺望景観保全地区の範囲の大半が景観形成推進地区の範囲と重なり、眺望景観保全地区の設定により、新たに追加となる範囲はわずかであったため、この範囲については地元住民との話し合いにより新たな範囲として追加しないことも考えられる。  
なお、今後提案した眺望景観保全制度を制度化していく上で、視点場の整備が必要となる。市内外の人に眺望景観を啓蒙するために、視点場の位置に視対象である坂本棚田や鈴鹿山脈、視点場である坂本棚田展望台を説明するプレートや案内板等を設置することが望ましいと考えられる。視点場付近には坂本棚田への眺望を阻害する要因（樹木）が存在しているため、より良い景観を眺望できるよう、阻害する要因を除外することが必要であると考えられる。また、今後は坂本棚田に多く存在する農業用倉庫についても眺望景観保全基準を設けることが望ましい。

図6 坂本棚田展望台眺望景観重点地区